

平成 29 年 3 月 15 日（水曜日）

第 1 回松島町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成29年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、大変ご苦労さまです。

平成29年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名いたします。

日程第2 議案第35号から日程第10 議案第43号

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第35号から日程第10、議案第43号までは、平成29年度予算審査特別委員会に付託し、既に審査が終わっております。委員長の審査報告を求めます。

小幡公雄委員長、登壇の上、報告願います。

〔予算審査特別委員会委員長 小幡公雄君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（小幡公雄君） それでは、平成29年度予算審査特別委員会の審査結果について、ご報告をさせていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は第1常任委員会の所管事項、第2分科会は第2常任委員会の所管事項に関する予算の審査を行い、本日午前中に全員による特別委員会を開会し、採決を行ったところであります。

なお、説明のため出席を求めましたのは、町長、各課長・班長等並びにその他の説明補助員の皆さんでありました。

また、3月8日には、特別委員会として石田沢防災センター建設事業外4カ所の現地調査を行っております。

審査の結果についてご報告を申し上げます。

議案第35号平成29年度松島町一般会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第36号平成29年度松島町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第37号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決

せられました。

議案第38号平成29年度松島町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第39号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第40号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第41号平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第42号平成29年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第43号平成29年度松島町水道事業会計予算については、可決すべきものと決せられました。

なお、各分科会の審査報告書については、議長を通じ町長宛てへ提出していただくよう、お取り計らいお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 小幡公雄委員長、大変ご苦勞さまでした。

質疑につきましては、特別委員会において十分になされたものと思われまますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第35号平成29年度松島町一般会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対の発言を許します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第35号平成29年度松島町一般会計予算について反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず、国政では、安倍政権が日本経済の再生を図るとして宣伝をしてきましたアベノミクスは、深刻な消費の落ち込みが続くとともに、実質賃金は4年連続でマイナス、非正規社員はふえましたけれども、正規社員は3年間で23万人も減るなど、ワーキングプアが増加し、貧

困と格差が広がり、その破綻は明瞭になっております。このように安倍首相の言う経済の再生と好循環も実感することができない中、平成29年度には社会保障予算の自然増を抑えるとして、後期高齢者医療の低所得者への保険料軽減措置を縮小し、保険料負担をふやすことや高齢者の医療費や介護利用料の自己負担限度額の引き上げが行われるなど、さまざまな形で国民負担を求めるものとなっております。

このような政治のあり方は、当然本町の行政運営にも影響を及ぼすものであり、予算にも反映してくることになります。このような視点も含め、本町の平成29年度予算、行政運営を考えたときの懸念すべき事項や改善すべき事項について述べさせていただき、討論にしていきたいと思っております。

まず最初に、これまで予算審議や一般質問などで求めてまいりました宮城県の税滞納整理機構への不参加について、町長の英断があったこと、また、第二小学校の用地問題に積極的に取り組んでいただいていること、子供の貧困問題についてアンケート調査を行い、実態把握に努めることや子供の居場所づくりという点で、心のケアハウス開設の準備が進むこと、地域公共交通ネットワークについての協議や検討が始まることは歓迎すべき事項だと考えております。

しかし一方で、総括質疑でもお聞きしましたように、国は地方交付税を算定するに当たって、事業の成果によって交付税の配分を決めたり、自治体の経費水準で交付税を算定するトップランナー方式を採用したりと、地方交付税の総額の削減を進めようとしております。町長は、施政方針で地方交付税等の減額が見込まれ、今後も厳しい財政運営が想定されるとしていますが、こうした厳しいと言われる財政運営をどう転換するのか、地方交付税制度の本来の機能を果たすよう、国に求めることはもちろんであります。自主財源確保に向けた人口増、すなわち定住対策の促進や町民所得を町内で循環させるための施策、また入札制度の改善やリフォーム助成制度など、地元の中小商工業者の育成のための施策など、そのための具体的な施策が見えてこない予算となっているのではないのでしょうか。ぜひ町内でお金が循環するような政策や施策を実現してほしいと考えるものであります。

平成28年度から人事評価制度の導入が図られております。この間の説明によれば、県内でも最も低い自治体の1つと言われる職員の給与について、この制度を活用しながら給与引き上げにつなげていきたいということですが、仕事の中に成果主義が貫かれることになれば、町民の権利侵害や福祉切り捨てなどで深刻な事態を招くことも考えられ、慎重な運用を引き続き求めていきたいと思っております。

次に、職員、臨時職員の皆さんの処遇改善についてであります。

職員の給与は、先ほどの人事評価制度の中で見直しを図るということではありますが、臨時職員の皆さんの処遇については、平成28年度に時給20円のアップで、770円でありましたが、平成29年度はそのままであります。最低賃金1,000円までにはほど遠く、引き続き処遇の改善に向けての努力をお願いをしたいと思います。

平成29年度保育所の入所予定数は、192人と平成28年度より10名ほど多くなっています。総定員数269名で、その充足率は71.4%となりますが、現在保育士の確保が困難なため、これ以上の受け入れは困難な状況に陥っており、保育業務の一部は無資格の保育補助員によって担われております。

町はこうした状況を打開するため、平成29年度は不足する保育士を保育士派遣業務委託で対応するとしておりますが、日がわりの保育士ということも考えられ、子供の保育環境に好ましいものではないと思います。正規職員による保育を行うための引き続きの努力を求めたいと思います。

また、保育施設に係る基本計画を策定し、具体的に検討するとして、平成31年4月開所を目指してはありますが、効率性とか、大人の目線が先行して保育所問題が考えられがちではないか、このように危惧するところでもあります。保育所の主役は幼い子供とその親たちであり、その目線を大切にしたい結論を導き出していきたいと思っておりますし、建設に当たっては、十分に多くの利用者の意見も反映させることができるようにしていきたいと思っております。

就学援助制度については、小学校、中学校合わせて約170人が対象となるようではありますが、制度の趣旨徹底を図るとともに、援助費の支給において入学準備金や修学旅行費等は入学前など事前の支給とすべきではないでしょうか。また、平成29年度から入学準備金の国基準が小学校で2万470円から4万600円に、中学校で2万3,550円が4万7,400円に引き上げられることになっており、国の基準を踏襲するよう求めておきたいと思っております。

国等においても給付型の奨学金が具体化をしていますが、本町の奨学金の利用状況は低調であり、さらに利用しやすいものにするとかや定住に結びつくような活用なども考えられるのではないかと考えております。ぜひ奨学金の利活用について検討していただきたいと思っております。

文化観光交流館の大ホールの空調については、一般質問で改善を求めておりましたが、ホール上部と下部の温度差が依然として大きく、現状のままでの空調施設の調整だけでは改善しない状況だと思っております。多額の費用をかけてリニューアルしたにもかかわらず、施設

の価値を下げる要因となっており、早期の改善を求めたいと思います。

災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低廉化事業では、低廉化の事業に伴って平成29年度で2,500万円の一般財源が生まれることになっております。低廉化事業は20年、特別低廉化事業は10年間続くことから、単純に計算して10年間で2億5,000万円の財源ができることとなります。平成29年度は財源の補填先として土木費に繰り入れたということですが、震災によって生まれた特別な財源ということができると思います。震災関連の事業や特別な財政需要に対応するような財源としての活用を考えるべきではないかと思います。

農林水産業の分野では、アメリカの大統領にトランプが就任したことで、大筋合意していたTPPの発効は見通しが立たなくなっていますが、トランプ大統領は2国間の枠組みに関して議論を行うとしており、こうした中での交渉はTPPでわずかに残された関税の撤廃や輸入枠の拡大、非関税分野の規制撤廃があらゆる産業分野で求められてくることは明らかであり、日本農業にとっても2国間交渉をやめさせることが重要になってくると思います。町長には、町の農林水産業を初めとする産業を守る立場で今後行動することを求めていると思います。

また、平成29年度は本町の農業委員の改選の年であり、農業委員会法及び関連法の改正による農業委員会制度の見直しに沿って、農業委員会の公選制が廃止されることとなります。法改正によって農業委員会の目的規定からは農民の地位の向上に寄与するという部分を削除し、農業や農民にかかわる意見公表の権限も奪ってしまっております。これまで農地の番人としての役割を果たし、国土保全にも寄与してきた農業委員会制度の屋台骨を崩すものであり、農業者と地域に居住されている方々がともに協力して守ってきた農地と農村、農村集落が解体されていくことにつながると考えるものであり、こうした流れには賛成できません。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷であります。

平成29年度松島町一般会計予算に賛成の立場から討論に参加いたします。

平成29年度予算案の策定に当たっての基本的な考えは、復興事業の速やかな進展を最優先施策と位置づけ、長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に展開することとしております。平成29年度の財政見通しは、前年度と比較して個人町民税、法人町民税、固定資産税について大幅な増収が期待できない状況にあり、また地方交付税においても平成28年度より減少が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にあると思います。

こうした状況下にあります。当初予算であります事業別に見てみますと、土地利用につきましては、何といたっても東北放射光施設の誘致にあるかと思えます。地の利、それから官民挙げての意識向上、いずれをとりましても他候補地より一歩リードしている感があります。決定するまでもう一踏ん張りを期待するところであります。

公共交通につきましては、利用しやすい町営バスの振興、国、県及び関係交通機関との協議を進めた上でのデマンド型交通の導入に係る検討など、公共交通のネットワークの充実を図ろうとしております。交通空白地帯の解消、町民の日常生活における移動手段確保のためにも、実施に移すべき喫緊の課題であると思えます。

次に、鉄道駅のバリアフリー化の推進にあります。町は東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を目標として、エレベーターの設置など、バリアフリー化の早期実現を目指しております。障害者に優しいまちが一刻も早く実現されることを望みます。

次に、防災対策につきましては、防災マップの改訂版の全戸配布が予定されております。また、自主防災組織への指導・支援のため、防災士の養成が計画されているところであります。

次に、少子化対策としては、県の補助金を活用し、第3子以降の小学校入学時に祝金の支給を行い、保護者の負担軽減を図るとしてしております。また、ファミリーサポートセンター事業につきましても、より利用しやすい事業展開を行うこととなっております。このことは、子育て世帯にとって大変心強い支援策になるものと思えます。

次に、スポーツ振興につきましては、平成29年度に本町において開催されるインターハイサッカー競技大会の成功に向け、万全な体制づくりで展開されようとしております。この大会に参加される全国の高校生や父兄の皆様に復興している松島町の実態を知ってもらう絶好のチャンスと考えられます。

次に、観光につきましては、外国人観光客、インバウンドを初めとする利用者の利便性を高めるため、ことし初めから実証運行されている仙台空港からの二次交通対策として、仙台空港・松島・平泉線並びに仙台空港・松島・奥松島観光遊覧バスを継続し、東北の観光振興を牽引するため、広域的な交通網の整備に努めようとしております。他地域に先駆けての積極性のある施策であり、継続並びに躍進することを望みます。

終わりに、長期総合計画に掲げている主要施策と一体となり、あらゆる事業が効率よく展開され、反対討論で指摘された数々の点を真摯に受けとめまして、安全で安心なまちを今すぐにも住んでみたい、いつまでも住み続けたいまちの実現に向けて、町長を先頭に職員の皆さんがそれぞれ汗をかきながら町政運営されることを望み、賛成といたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第35号平成29年度松島町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号平成29年度松島町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第36号平成29年度松島町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

2015年11月に国民健康保険中央会から出版をされました「国民健康保険の安定を求めて」というパンフレットを見ますと、国保制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設されたが、他の医療保険に属さない全てを被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、制度発足当時と比べ、高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者、主に年金受給者の割合が増加している。さらに、近年の景気の低迷に伴い、非正規雇用者の割合が増加し、これらの方々が国保へ加入しているとの現状認識を統計の上に立って述べております。

本町でも加入者の高齢化が如実にあらわれており、ほぼ半数が年金生活者で構成されております。年金生活に移行し、収入が減るその一方、多くの病気を抱え始める年代でもあり、医療費の負担が重くのしかかってくる年代でもあります。

先ほど述べた中央会のパンフレットの中では、国保、協会けんぽ、組合健保の比較をし、加入者1人当たりの保険料率を加入者1人当たりの平均所得で除した割合が示されておりますが、国保の保険料負担率が最も高く10.3%、協会けんぽが7.6%、組合健保が5.6%であります。わずかな年金収入から高い国保税を負担することが困難であることが示された数字と言えるのではないのでしょうか。そのため、多くの自治体で滞納や収納率の低下となってあらわれております。

この状況を見れば、国保がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているのか、公費負担によって支えなければ成り立たない制度であるかがわかるのではないのでしょうか。このため、国においては、国保への財政支援を強化し、財政基盤の強化を図るとして、平成27年度より低所得者対策として保険者への財政支援分1,700億円を措置しており、本町の国保会計には約2,000万円が繰り入れされてきております。

こうした財源を活用し、町は重過ぎる国保税の引き下げを行うべきであります。平成30年度からの国保の広域化に向けての見通しが立たないことを理由に、これを拒否しています。これは国保の広域化によっても問題の抜本的な改善が期待できないことを町みずから認めているものだと言わなければならないと思います。

国民健康保険の困難は、30年ほど前に国が医療費への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことに始まっており、町は国庫負担率を45%に戻すよう国に積極的に働きかけ、担税能力を超えた加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであるということを申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許します。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡であります。

賛成の立場から討論に参加させていただきます。

国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出21億3,397万3,000円で、昨年比2.7%増となっております。中で7割軽減世帯は638世帯、5割軽減世帯は342世帯、2割軽減世帯が262世帯と軽減補助世帯は全体の56%、1,242世帯となっております。そのほか、3カ月の短期被保険者証の発行も95人、50世帯と報告されました。

国民健康保険法に基づく町民への給付は確実に行われており、賛成討論といたします。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第36号平成29年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、8番今野でございます。

議案第37号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年に創設されましたが、この医療制度では収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに保険料が見直されることになっております。75歳以上の人口と医療費が増加するほど、保険料負担にはね返り、保険料が上昇していく仕組みになっており、これは高齢者の生活実態を無視してその能力を超えた負担を求めようする仕組みであります。

これまでは負担が大き過ぎるということで、制度創設当初から低所得世帯を中心に激変緩和の特例措置や負担軽減措置等が講じられてきましたが、2017年度よりこうした軽減措置が段階的に廃止されることになっており、その影響は加入者の約半数に及ぶとされています。一時代を支えてきた高齢者の皆さんの生活は、今後のさらなる医療費の負担増や年金削減、介護からの締め出しや1年半後の消費税増税などが控えていることになり、高齢者の皆さんにとってまさに受難の時代となっていくと思います。

この後期高齢者医療制度は、年齢で医療内容を変化させる差別的医療制度でもあり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度であります。このような医療制度は直ちに廃止をし、国の責任で安心して高齢者が医療にかかれ、生活できるよう制度設計をすることを求めて反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 議案第37号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計予算に賛成する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年施行の高齢者の医療の確保に関する法律を根拠法に、現役世代と高齢者とが増大する高齢者医療費の負担を明確にし、支え合うものとして従前の老人保険制度、退職者医療制度を廃止した上で平成20年度に創設されたものと理解しております。

具体には、安心して医療を受けることができるように老人医療費を被保険者である75歳以上の方と65歳以上74歳以下で一定の障害があると認められた方々も含め、社会全体で支え合う制度としてスタートし、今日に至っております。

後期高齢者医療制度に関する事務は、基本的に各都道府県広域連合で実施し、市区町村は保

険料徴収事務及び窓口業務を行っているというのが現状であります。松島町は、県内各市町と比較しても高齢化率が高く、今後ますますこの率は高まっていくことが予測され、この制度での恩恵ははかり知れないものがあります。町自体が独自に高齢者医療に係る制度設計のあり方や被保険者の実情に即したサービス展開が打ち出せるよう検討を重ねることは大切なことではありますが、法律の施行と同時に、県下市町村との相互連携、緊密な関係のもとに宮城県後期高齢者医療広域連合が組織され、参画してきました松島にとって現行制度の維持と本特別会計予算編成は維持していかなければならないものと考えます。

予算の審議においても、歳入歳出2億1,576万5,000円、対前年比で3.22%の伸びであり、その主な要因は、歳入では保険料であり、歳出では連合納付金であります。予算審議では保険料納付に係る滞納者数とその額、また還付金と加算金の状況を主な審議対象に是正指摘意見には至っておりませんでした。こうしたことを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第37号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号平成29年度松島町介護保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第38号平成29年度松島町介護保険特別会計

予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号平成29年度松島町介護保険サービス事業特別会計予算について討論に入ります。
討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第39号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第40号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第41号平成29年度松島町松島区外区有財産

特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号平成29年度松島町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第42号平成29年度松島町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号平成29年度松島町水道事業会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第43号平成29年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第45号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【松島幹線污水管渠移設工事】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第45号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島幹線污水管渠移設工事に関するものであり、去る3月9日に入札に付し、議案のとおり請

負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、汚水管渠移設工事663メートルを行うものであります。

工期は、平成30年1月31日を予定しております。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第45号工事請負契約の締結につきまして資料に基づき説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページをお開き願いたいと思っております。

資料の1ページの右上に位置図がございますが、赤着色している部分が今回の施工箇所でございます。国土交通省の国道45号松島海岸歩道整備事業に伴い、JR松島海岸駅前から県営駐車場入り口の交差点付近までの国道45号上り線歩道を占用している松島幹線汚水管渠を海側、いわゆる松島公園用地内等に移設する工事でございます。

工事概要といたしましては、左上側に記載しておりますが、施工延長663メートルの下水管渠築造工事でございます。本管推進工、ヒューム管のφ250ミリが549メートル、ヒューム管のφ300ミリが102メートル、また既設管取付工3カ所、マンホール築造工6カ所、マンホールポンプ工1カ所、既設汚水管渠閉塞工等でございます。

大変申しわけありません。1ページ下側から2ページにわたりますが、施工箇所の平面図及び横断図でございます。

青色の線が既設汚水管、赤色が新設汚水管でございます。横断図のNo.1ということで1ページになりますが、その箇所では既設管と新設管が約4メートルほど海側のほう、いわゆる公園内のほうに移動すると、2ページのNo.2の箇所では約2メートル、同じくNo.3の箇所では1.5メートル現在の位置から海側のほうに移設ということになります。

3ページをお開き願いたいと思っております。

入札結果でございます。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものでございます。

公募したところ、4社から申し込みがありましたが、2社が辞退し、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、石見銀山建設株式会社宮城支店を請負契約予定者としたものでございます。

また、仮契約につきましては、3月13日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成30年1月31日までであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第46号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第46号平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年2月28日付、東日本大震災復興交付金事業第17回配分可能額通知のありました、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業分について全額積み立てするもの並びに平成27年度子どものための教育・保育事業費の確定に伴う県への返還金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） それでは、復興交付金第17回配分内容について説明いたします。配付資料をごらんいただきたいと思っております。

1枚目は、事業費の配分を受けた町主体の事業一覧、2枚目が配分事業の位置図となっております。

平成29年1月19日に事業計画を提出をし、2月28日付で交付可能額の通知を受けております。申請事業は、災害公営住宅家賃低廉化事業と東日本大震災特別家賃低減事業の2事業で、2事業に係る平成29年度分の事業費として2,900万8,000円、交付金2,463万5,000円を申請し、申請どおり配分を受けております。

災害公営住宅家賃低廉化事業につきましては、災害公営住宅の入居者の負担軽減を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化に係る町の費用を支援する事業となっております。東日本大震災特別家賃低減事業につきましては、特に所得の低い被災者の方を対象に、災害公営住宅の家

賃をさらに低廉化するための町の費用を支援する事業となっております。事業ごとの事業費及び対象戸数は一覧表のとおりとなっております。

なお、次回第18回申請は、5月中旬ごろの予定となっております。

以上で終わります。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、私のほうから平成27年度子どものための教育・保育事業の返還金につきまして、口頭ではありますが、説明させていただきます。

この返還金につきましては、今月6日に県から返還関係の日程等について通知がありました。その日程につきましては、3月中旬に確定通知をする旨の連絡が、返還予定額内示とともにありました。それを受けて県の担当者に確認したところ、5万6,000円の返還ということで、確定であると確認をいたしました。正式な確定通知が今は届いておりませんが、県で確認したこの金額を今回追加補正予算として計上させていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議員提案第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議員提案第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

私のほうから後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度に創設されました後期高齢者医療制度の施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、均等割は9割まで、所得割は5割軽減することとして国において予算措置が講じられてきました。

そのような中、社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者の保険料軽減特例については、段階的に縮小することになっております。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、

きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとされておりますが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って、年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

よって、国においては、社会保障・税の一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者の負担に対して配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう求める意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議員提案第2号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書について
(提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第14、議員提案第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書について、提案理由のご説明を申し上げます。

医療関係団体が会員に対して行った調査では、多くの医療機関が患者の経済的な理由による治療中断や医療負担を理由に治療や検査を断られた経験をしており、このことは経済的な理由で必要な受診ができない方がふえていることを示しています。

このような状況の中、平成28年6月2日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋では、社会保障分野において経済財政再生計画に掲げられた外来時の定額負担の導入、後期高齢者の窓口負担の2割化、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ、市販品類似薬の保険外し、入院時の光熱水費の患者負担化などの改革項目について着実に改革を実行していくとされております。これらの患者負担増は、多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。

よって、政府においては、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ及び後期高齢者の窓口負担の2割化について、慎重審議と現行制度を継続するよう求める意見書を提出するも

のであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議員提案第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議員提案第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典であります。

それでは、私のほうから提出理由を申し上げます。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について提出理由をご説明申し上げます。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が生産を続けることが困難になっています。また、「安い米」の定着により、流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で、政府は農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成24年度までは、「農業者戸別所得補償制度」により、生産に要する費用と販売価格の差額が交付され、稲作農家の再生産と農村が支えられていたが、平成25年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、平成26年度からは米について10アール当たり7,500円に交付金が引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、農村や地域経済は一層疲弊しています。しかも、10アール当たり7,500円の交付金は、平成30年産米から廃止されることになっています。

これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にすることは明らかであり、今こそ欧米では当たり前となっている農業経営を下支えする政策の確立が必要です。

よって、国においては、当面生産費を補償する農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国をも守るよう求める意見書を提出するものであります。

各議員の皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（片山正弘君） お諮りします。明日3月16日の会議については、町内各幼稚園の卒園式がとり行われますので、開始時刻を午後1時に繰り下げて開きたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ散会といたします。

再開は、16日午後1時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時57分 散 会